

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和3～10年度東広島市地域センター自動体外式除細動器（AED）等賃貸借
(2) 物品・委託役務管理番号	18030008
(3) 物品委託役務内容	令和3年7月1日から令和10年6月30日までの84か月間、郷田地域センターほか10施設で使用する自動体外式除細動器（AED）等の賃貸借。
(4) 納入・履行期間	令和3年7月1日から令和10年6月30日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市郷田地域センターほか10施設
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	物品賃貸借契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	不要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>AED★
イ	法令等による登録等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項に基づく高度管理医療機器等貸与業の許可を受けていること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 契約は「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証」に記載された氏名（法人にあっては、名称）欄または営業所の名称欄に記載の者で行う。
- 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年4月27日～ 令和3年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年4月27日～ 令和3年5月11日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 地域振興部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 /ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年5月14日～ 令和3年5月24日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年5月20日～ 令和3年5月21日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年5月24日 午前10時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和3～10年度 東広島市地域センター自動体外式除細動器（AED）等賃貸借 仕様書

1 賃貸物品

(1) 品名及び数量

自動体外式除細動器（AED） 11台

(2) 付属品

本体に付属する装置等は、次のとおりとする（一台あたり）。

- ① AED収納ボックス（壁掛式）
- ② 成人用電極キット（電極パッド×2組） 1個
- ③ 小児用電極キット（電極パッド×1組） 1個
（本体機器で小児用に切り替える等、成人用で代用可能な場合は、不要とする。）
- ④ バッテリー 1個
- ⑤ AED専用キャリングケース 1個
- ⑥ 救急セット 1式
（ディスポザブル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、感染防止用手袋、人工呼吸用マウスシート）
- ⑦ 取扱説明書

2 機器の規格・性能

(1) 本体及び付属品の規格

- ① 出力エネルギー波形は、二相性波形であること。
- ② 医療機器として医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。
- ③ 日本版救急蘇生ガイドライン2015対応であること。賃借期間中にガイドラインが変更になった場合は、遅滞なく賃借人に報告すること。
- ④ 電気ショックエネルギーは、常に200J以下であること。
- ⑤ 心電図リズムの解析で、ショックの要／不要の判断が可能な機能があること。
- ⑥ 電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、電気ショックを自動的にキャンセルできる機能があること。
- ⑦ 小児に使用する場合は、小児用パッドの交換、成人小児切り替えスイッチまたは小児キー等で小児モードの切り替えが簡便にでき、なおかつ電源の再起動が必要なく使用できること。
- ⑧ AED本体の待機時及び動作時の温度は、0度から50度の範囲を保証する

ものであること。

- ⑨ 一般社団法人日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の複製・利用について承諾を得たAEDであること。
- ⑩ 機器本体の耐用期間は、賃貸借期間と同期間若しくは賃貸借期間以上とすること。
- ⑪ バッテリーは、非充電式で、待機状態で4年以上の寿命が確保出来ること。
- ⑫ バッテリーが装填されている状態での機器重量が3.0キログラム以下であること。
- ⑬ 予備のパッド等は、保管時に機器本体と共に、専用キャリングケース内に収納する等で、一元的に管理及び保管が出来ること。
- ⑭ AED本体は、防水・防塵性は固形物及び水に対する保護等級であるIP55以上を有してあること。
- ⑮ 収納ボックスは屋外型の壁掛式とする。設置場所については、別紙「設置場所一覧」のとおりとし、壁面へボルトで固定すること。詳細については別途担当者に確認し、設置すること。(別紙「設置場所一覧」のとおり)
- ⑯ 収納ボックスは、電源レスであること。かつ、外気温が氷点下5度の時AED保管温度が0度以上50度以下に保たれるものであること。
- ⑰ 収納ボックスを扉開時にブザー音が鳴動、扉閉時はブザー音が停止するものであること。

(2) 自己診断機能

- ① AED本体が緊急時に使用出来るよう自己診断機能を有し、以下の(ア)～(ウ)については毎日、(エ)については1か月に1回以上のセルフテストを行っていること。
ただし、(ウ)のテストは機器本体に接続されたパッドが対象であり、予備のパッドは対象外とする。
 - (ア) バッテリー残量
 - (イ) 機器内部回路
 - (ウ) 電極パッドの導通テスト
 - (エ) スピーカー、ショックボタンのテスト
- ② 自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音、光の点滅、インジケーター等、音や外観で知らせ、更にボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を日本語音声で知らせる機能があること。

(3) コーチング機能

- ① 音声ガイダンスは、日本語であること。
- ② 操作誘導は音声にて誘導し、操作者のペースに合わせ誘導が進む方式であること。
- ③ 乳幼児等にも対応するため、小児用パッドの交換、成人小児切り替えスイッチまたは小児キー等で小児モードの切り替えが簡便にでき、切り替えた時、注意喚起

のため成人モードであるのか小児モードであるかを音声アナウンスすること。

- ④ 心肺蘇生法（胸骨圧迫、人工呼吸等）の手法を救助者に日本語音声等により具体的に誘導する機能があり、圧迫のリズム音が出ること。

3 納入場所

設置台数：各地域センターに一台ずつ設置すること。

職員の常駐時間：下表① 月・水・金曜日の午前9～12時

下表② 月～土曜日の午前9～12時

上記以外の日時は職員が不在の場合がある。

施設名称	所在地	連絡先
① 郷田地域センター	東広島市西条町郷曾11130-5	082-425-0101
① 三永地域センター	東広島市西条町下三永10927-2	082-426-0741
② 御菌宇地域センター	東広島市西条町御菌宇7200	082-423-3871
① 原地域センター	東広島市八本松町原3561	082-429-0013
① 吉川地域センター	東広島市八本松町吉川435-1	082-429-1879
② 八本松地域センター	東広島市八本松南二丁目1-1	082-428-3061
① 高屋東地域センター	東広島市高屋町白市550	082-434-0304
② 高屋西地域センター	東広島市高屋町杵原1316-1	082-434-0245
① 造賀地域センター	東広島市高屋町造賀3638-1	082-436-0896
① 上戸野地域センター	東広島市福富町上戸野2555-1	082-435-2057
① 木谷地域センター	東広島市安芸津町木谷4127-2	0846-45-0105

4 賃貸借期間

令和3年7月1日から令和10年6月30日まで（84か月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

5 納入期限

令和3年6月30日（水）

6 その他

- (1) 納入する機器及び付属品は、新品に限る。複数台の納品においては、機器はすべて同一品とする。
- (2) 賃貸人は契約締結後賃貸借開始までに賃貸人の負担により賃貸借物品および付属品の設置を行うこと。また、契約期間終了後は賃貸人の負担により賃貸借物品及び付属品を撤去し引き取ること。
- (3) 機器の設置にあたっては、前賃貸人と十分に調整をおこない、円滑に作業を行うこと。

- (4) 賃貸借期間中に通常使用で故障し、または製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む）で修理又は交換を行うこと。また修理完了までは同等の代替品を提供すること。
- (5) 定期的に交換を必要とする消耗品（電極パッド、バッテリー等）については、期限切れ前までに設置場所に訪問し交換作業を行い、次回交換時期を明記するとともに、機器が正常に作動することを確認すること。消耗品交換にかかる全ての費用は入札額に含めること。なお、事故発生使用における消耗品は、別途賃借人の負担で購入する。
- (6) 納入日時は、事前に発注者の了解を得ること。
- (7) 機器の納入について、梱包等の不要な物は引き取ること。
- (8) AEDの納入後は、速やかに担当職員等を対象に説明会を実施し、取扱いに係る説明を十分に行うこと。また、当該機器に係る取扱説明書を、当該機器と一元的に保管出来るようにすること。
- (9) 使用方法等の照会については、随時相談に応じること。
- (10) 賃貸人は、自己の責任において、AED本体に動産総合保険を付保するものとし、賃貸借期間を通じて盗難や破損等に対応できるようにすること。
- (11) 賃貸人は、納入場所である各地域センターの駐車場を利用することが出来る。
- (12) 本仕様書に定めがない事項は、賃貸借人双方で協議するものとする。

7 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市地域振興部地域づくり推進課

電話 082-420-0924（直通）

ファックス 082-423-0270

「設置場所一覧」

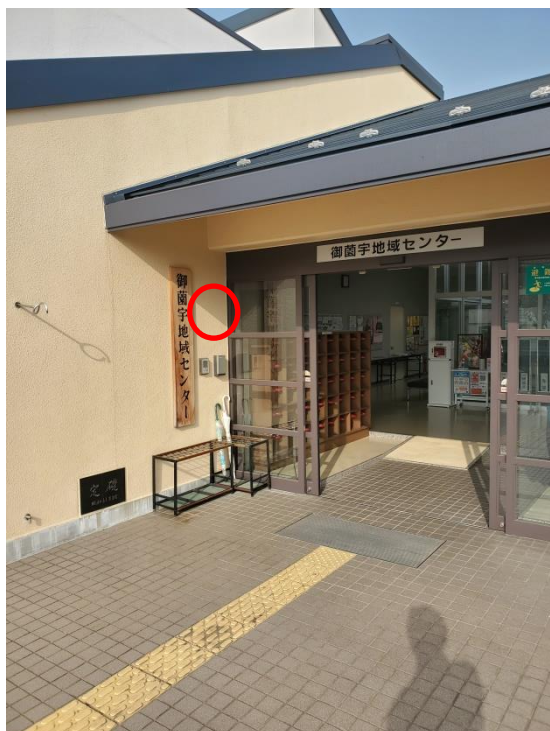
郷田地域センター



三永地域センター



御菌宇地域センター



原地域センター



吉川地域センター



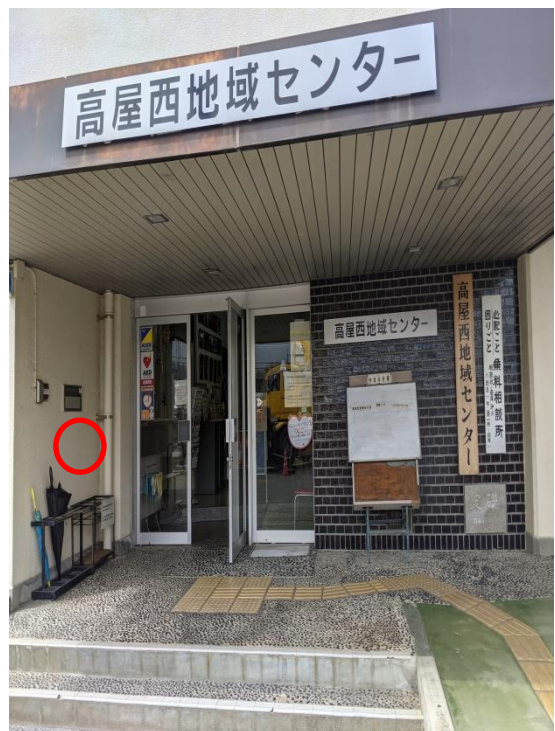
八本松地域センター



高屋東地域センター



高屋西地域センター



造賀地域センター



上戸野地域センター



木谷地域センター

